

Business News

第238号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、人手不足の環境下で確認しておきたい、改正職業安定法による「求人における労働条件の明示」のポイントについて、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

求人における労働条件の明示のポイント

2018年1月1日に施行された改正職業安定法で、企業が労働者の募集を行う際の「労働条件の明示」等について、対応すべき事項が追加されています。これは採用後に労使間のトラブルが起こらないよう、求人の際の労働条件について誤解を招かない、正確な方法で明示するよう定められたものです。

まだご存じない企業も見受けられますので、求人を行う上で押さえておくべきポイントとしてご案内します。

1. 明示すべき労働条件

ハローワーク等に求人の申込みをする場合や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合には、次の労働条件を明示する必要があります。○印は、法改正により、追加等された事項です。

- (1) 業務内容
- (2) 契約期間
- (3) 試用期間の有無とその期間 [記載例] 試用期間あり(3か月)
- (4) 就業場所
- (5) 労働時間(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日)
- ※裁量労働制を採用している場合は、その旨を明示
[記載例] 専門業務型裁量労働制により、1日8時間働いたものとみなす
- (6) 賃金(賞与を除く)
- ※いわゆる「固定残業代」を支給している場合は、基本給の額(固定残業代を除く)、固定残業代の額と時間数、「固定残業時間を超える場合は割増賃金を追加で支給する」旨を明示
[記載例]・基本給 25万円
・固定残業手当 5万円(時間外労働の有無に関わらず、25時間分の時間外手当として支給)
・25時間を超える時間外労働については、割増賃金を追加で支給する
- (7) 社会保険・労働保険の加入状況
- (8) 募集者の氏名又は名称 [記載例] △△株式会社
- (9) 派遣労働者として雇用する場合はその旨 [記載例] 雇用形態・派遣労働者

2. 明示した労働条件を変更する場合

募集時の労働条件を変更・追加する場合、労働契約締結の前に、変更内容を書面で明示する必要があります。

- (1) 異なる労働条件を提示する場合 [例] 基本給 30万円 → 基本給 28万円
- (2) 労働条件を具体的に提示する場合 [例] 基本給 25万円～30万円 → 基本給 28万円
- (3) 労働条件を削除する場合 [例] 基本給 25万円、営業手当 3万円 → 基本給 25万円
- (4) 労働条件を新たに提示する場合 [例] 基本給 25万円 → 基本給 25万円、営業手当 3万円

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。 18-ニュース-278